

歯科外来診療における医療安全対策に関するお知らせ

当院は、歯科外来診療料における医療安全対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして近畿厚生局長に届け出た保険医療機関です。
当院では、歯科診療に係る医療安全対策について、下記のとおり取り組んでいます。

- ・ 医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
- ・ 医療安全対策に係る研修の受講ならびに従事者への研修の実施
- ・ 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。
設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・ 当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療料医療安全対策加算1」を算定しています。